

項目	施設の区分	条例	解釈	
介護職員室	特養従来型	第11条第4項第8号イ	居室のある階ごとに居室に近接して設けること。この場合において、業務に支障がないと知事が認めるときは、看護職員室と同一の場所とすることができる。	「業務に支障がない」とは、介護職員及び看護職員がそれぞれの業務を行うための場所が確保されている状態をいう。
廊下の幅	特養従来型	第11条第6項第1号	廊下の幅は、1. 8メートル以上(中廊下の幅にあつては、2. 7メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1. 5メートル以上(中廊下にあつては1. 8メートル以上)とすることができる。	特別養護老人ホームにおける廊下の幅は、入所者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等入所者が日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。 また、「廊下の一部の幅を拡張することにより、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入所者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。 廊下の幅は内法によるものとし、手すりから測定するものとする。なお、廊下の幅に関する測定方法については平成14年8月7日前から存する特別養護老人ホーム(基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に改築され、又は増築された部分を除く。)には適用しない。
廊下の幅	特養ユニット型	第36条第6項第1号	廊下の幅は、1. 8メートル以上(中廊下の幅にあつては、2. 7メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1. 5メートル以上(中廊下にあつては1. 8メートル以上)とすることができる。	ユニット型特別養護老人ホームにおける廊下の幅は、入居者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、共同生活室等入居者が日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。 また、「廊下の一部の幅を拡張することにより、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。 廊下の幅は内法によるものとし、手すりから測定するものとする。 このほかユニット型特別養護老人ホームの廊下の幅については、療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成30年3月31日までの間に転換する場合は、平成12年3月17日付け老発第214号の厚生省老人保健福祉局長通知第2の1の(13)の⑦を準用する。
入浴	特養従来型	第17条第2項	特別養護老人ホームは、入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会に代えることができる。	第17条第2項は、入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、入所者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法」によりこれを行うこととするものである。 同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など入所者の意向に応じた入浴機会を設けるよう努めることとする。 なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めるものとする。
入浴	特養ユニット型	第38条第3項	特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、1週間に2回以上、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会に代えることができる。	第38条第3項は、入浴が、単に身体の清潔を維持するだけでなく、入居者が精神的に快適な生活を営む上でも重要なものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法」によりこれを行うこととするものである。 同様の観点から、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など入居者の意向に応じた入浴機会を設けるよう努めることとする。 なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入居者の清潔保持に努めるものとする。
排せつ	特養従来型	第17条第3項	特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。この場合において、特に異性(介護職員及び看護職員を除く。)から見られることがないよう配慮するものとする。	排せつの介護は、入所者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について、適切な方法により実施するものとする。また、排せつの介護の際は、プライバシーの保護に配慮するものとする。
排せつ	特養ユニット型	第38条第4項	特別養護老人ホームは、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。この場合において、特に異性(介護職員及び看護職員を除く。)から見られることがないよう配慮するものとする。	排せつの介護は、入居者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について、適切な方法により実施するものとする。また、排せつの介護の際は、プライバシーの保護に配慮するものとする。